

船舶事故調査報告書

平成21年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年6月14日 09時00分ごろ
発生場所	北海道広尾町十勝港の南東方沖70.4海里付近 (概位 北緯41°42.9′ 東経144°42.2′)
事故調査の経過	平成21年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第十五 ^{だいご} 大栄丸、9.1トン HK2-20991（漁船登録番号）、個人所有 12.72m(Lr)×3.29m×0.94m、軽合金 ディーゼル機関、264.8kW、平成2年7月 船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年6月29日 免許証交付日 平成21年3月17日 (平成26年6月28日まで有効) 機関員 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年4月17日 免許証交付日 平成19年3月9日 (平成24年4月16日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（機関員：左足首切断）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、機関員及び甲板員3人の計5人が乗り組み、十勝港南東方沖70.4海里付近の漁場でさけ・ます流し網漁に従事し、平成21年6月14日早朝から、漁網の沈子側を引き揚げる左舷船首部のネットホーラー付近に機関員が、浮子側を引き揚げる左舷船橋前方のボールローラー付近に甲板員1人が配置について揚網作業を行っていた。 機関員は、網が絡んだためネットホーラーを停止し、甲板員とともに絡んだ網を解いた後、レバーを操作してネットホーラーを再始動したところ、09時00分ごろ、一瞬のうちにネットホーラーのドラムに、甲板上の網とともに自身の左足が巻き込まれた。 船橋で操船及び揚網作業の監視を行っていた船長は、すぐ事故に気づき、直ちに船橋内のメインスイッチにより電動油圧機器全ての電源を切り、他の乗組員に機関員の救助及び応急手当を行わせ、所属漁業協同組合

	<p>に連絡するとともに、付近で操業していた僚船を通じて海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>機関員は、来援した巡視船に移乗の後、ヘリコプターによって病院に搬送されたが、左足首切断の重傷を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 東、風力 1</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>機関員は、ネットホーラーの操作を含む漁ろう作業の経験は十分にあり、健康状態は良好であった。</p> <p>機関員が気付いたときにはネットホーラーに自身の左足が巻き込まれた状態であり、機関員の左足が巻き込まれた瞬間を見た者はいなかった。</p> <p>ネットホーラーを使用して揚網する際、通常は回転するドラムを通して甲板上に落ちる網がドラムに巻き付き、既に引き上げた甲板上の網をドラムに引き込む「ともまわり」と呼ばれる現象が生じることがあった。</p> <p>ネットホーラーに巻き込まれた機関員を救助した際、ネットホーラーに既に引き揚げた網が幾重にも巻かれ、その網が長靴を履いた機関員の左足首周辺に絡まっていた。</p> <p>船長は、乗組員に対し、油圧機器の取り扱いに注意するよう指示していたが、ベテランばかりであったため、網を踏まないこと等の基本的な注意はしていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>機関員がネットホーラーを再始動した際に「ともまわり」が生じ、左足が網とともにネットホーラーのドラムに巻き込まれたものと考えられる。</p> <p>機関員は、ネットホーラーを再始動する際、左足で網を踏んでいることに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が十勝港南東方沖の漁場において揚網作業中、機関員が、甲板上に引き揚げられた網を左足で踏んでいることに気付かず、再始動したネットホーラーに異状が生じたため、左足が網とともにネットホーラーのドラムに巻き込まれたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	